

間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領

静岡県木材協同組合連合会
平成 21 年 4 月 21 日公表

第一 目的

本実施要領は、静岡県木材協同組合連合会（以下、「県木連」という。）が平成 21 年 4 月 21 日に作成し、公表した「間伐材チップの確認に関する行動規範」（以下、「行動規範」という。）で規定する「間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領」（以下、「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成 21 年 2 月 13 日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示された「業界団体の評価・認定を得て行う証明方法」（団体認定方式）により、県木連が評価・認定する事業者（以下、「認定事業者」という。）として、間伐材であることの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、県木連の会員を対象とし、非組合員の認定については必要があれば別に定める。

第三 認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、**別記 1**で定める「間伐材チップの確認にかかる認定申請書」を、**別表 1**で定める「認定手数料」、「事務管理費」とともに、単位木協を経由して県木連へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「間伐材の証明に係る認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。なお、必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 県木連は、単位木協を経由して審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 間伐材チップ確認事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①間伐材であることが証明された木材（以下、「間伐証明木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下、「その他木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において「間伐証明木材」と「その他木材」とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③「間伐証明木材」の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(事業者研修会)

- ⑥認定期間内に1回以上受講すること。

第六 認定書の交付及び公表

- 1 県木連は認定事業者に対して、**別記2**で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年間とする。
ただし、有効期間満了前の者にあつては、認定日に関わらず直近の定期更新期に満了するものとする。
なお、第1回目の有効期間は、平成22年12月31日までとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、「間伐証明木材」の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、**別記3**とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、**別記4**で定める「間伐材であることが証明された木材の取扱実績報告」により、「間伐証明木材」の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、単位木協を経由して県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による「間伐証明木材」の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。

- ①組合を脱退したとき。
- ②証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ③認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- ④認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 県木連は、認定を取り消したときは、**別記5**で定める「認定取消通知書」を単位木協経由で当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 間伐材チップ認定事業者認定事項変更届

認定事項に変更があった場合は、**別記6**で定める「間伐材チップ認定事業者の認定事項変更届」を、単位木協を経由してすみやかに県木連へ提出しなければならない。

第十二 認定書の再交付

認定書を紛失（き損）した場合は、**別記7**で定める「間伐材チップの確認にかかる事業者認定書再交付申請書」を、再交付手数料 1,000 円とともに、単位木協を経由してすみやかに県木連へ提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 令和 2 年 1 月 1 日一部改正する。

別表 1**間伐材チップの確認に係る事業者認定等の経費****(消費税込)**

認定手数料	書類審査のみの場合	1 万円
	現地審査が必要な場合	実 費
管理事務費	年 額	1 万 2 千円

注) 認定申請 1 件につき、上記の各費用が必要となります。

なお、管理事務費は、認定日から同年 12 月末までを 1 年分として取り扱います。

間伐材チップの確認に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：(〒 -)

事業者の名称：

代表者職氏名：



TEL：

FAX：

Eメールアドレス：

県木連の認定を得て間伐材であることの証明を行いたいので、間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数	創業年： 年、従業員： 人
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量	主要品目： (樹種と品目) 年間取扱量： m3 (または該当単位)
3. 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況	別添配置図のとおり。(注①)
4. 分別管理及び書類管理の方針	<p>【基本方針】 分別管理、書類管理の責任者を設置し、間伐材チップの確認に関する県木連の「行動規範」や間伐材チップの確認に係る「事業者認定実施要領」を遵守し、間伐材であることが証明された木材の円滑供給につとめる。</p> <p>(管理責任者の氏名：)</p> <p>【管理方針】(注②) 別紙のとおり。</p>
5. 取得資格等(該当に丸印を付す。)	①ISO(9000、14000)、②木材業者登録、③県産材取扱業者認定、④合法木材供給事業者認定、⑤木質バイオマス証明事業者認定、⑥JAS 認証(製材、2×4、合板、集成材、保存)、⑦AQ(木質建材認証)、⑧輸出梱包熱処理、⑨しずおか優良木材供給センター認定、⑩その他()
6. 所属する単位木協名	

(注)

- ①「配置図」はA4判とし、記載例Aを参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。
②「管理方針」はA4判とし、記載例Bを参考に「申請者の実態」にあわせて簡潔に記載してください。

別記2

間伐材チップの確認に係る事業者認定書

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会長 印

間伐材の証明に係る事業者認定申請について、県木連の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

1. 認定番号 :

2. 事業者の所在地 :

3. 事業者の名称 :

4. 代表者の氏名 :

5. 認定の有効期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は、別記6の変更届を提出願います。

番 号
令和 年 月 日

間伐材証明書

様

認 定 番 号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :



下記の物件は、間伐材のみを原料としていることを証明します。

記

1. 樹 種 :

2. 数 量 :

注) 1. 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（認定番号と間伐材を原料としていること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

2. 数量については、商取引上の単位（トンなど）にて記述してください。

別記 4

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

認定番号 :
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :



間伐材であることの証明された木材の取扱実績報告

間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり間伐材であることの証明された木材の取扱実績を報告します。

記

1. 期 間	令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 3 月 31 日	
2. 木材・木製品の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	
	製品出荷量	
3. 2のうち、間伐材であることが証明されたもの	原木（原料）入荷量	
	製品出荷量	
4. 備 考		

注) 1. 原木（原料）入荷量よりも、製品出荷量が多くなる場合については、備考欄にその理由を記述してください。

2. 原木（原料）入荷量、製品出荷量欄の単位は、商取引上の単位（トンなど）にて記述してください。

別記5

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会長 印

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者としての認定をしましたが、間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領第十の規定により、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 認定番号	
2. 事業者の名称	
3. 代表者の氏名	
4. 事業者の所在地	
5. 取消の理由	

別記 6

間伐材チップ認定事業者の認定事項変更届

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

認 定 番 号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :



認定事業者の認定事項に次のとおり変更があったので、事業者認定実施要領第十一の規定により、届出いたします。

変 更 事 項	変 更 内 容
1. 事業者の所在地	(新)
	(旧)
2. 事業者の名称	(新)
	(旧)
3. 代表者の氏名	(新)
	(旧)
4. そ の 他 (管理責任者など)	(新)
	(旧)

別記 7

間伐材チップの確認に係る事業者認定書
「再交付申請書」

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

認 定 番 号 :

所 在 地 :

社 名 :

代表者職・氏名 :

㊞

間伐材チップの確認に係る事業者認定書を紛失（き損）したので、再交付を申請します。

※ 再交付手数料 1,000 円

間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領に関する 審査委員会運営内規

静岡県木材協同組合連合会

平成 21 年 3 月 10 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 施行

静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）の「間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領」第四に規定する「審査委員会」について、以下のとおり運営内規を定める。

1. 目的 : 県木連の「間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領」第四に規定する認定審査業務の公平性、信頼性を期する。
2. 構成 : 審査委員会の構成は、学識経験者、設計・施工関係者、行政機関等から、事業の趣旨を理解し、内容を熟知した者を選任する。
3. 委員長 : 審査委員の中から委員長を互選する。委員長は、本審査に関する業務を総理し、審査委員会を代表する。なお、委員長に事故ある時は、委員長が予め指定した委員が職務を代理する。
4. 任期 : 審査委員の委嘱期間は 1 年間とし、再任を妨げない。
5. その他 : この他必要な事項は、県木連の理事会で定める。

間伐材チップの確認に係る事業者認定に関する 非組合員の取扱いに関する運営内規

静岡県木材協同組合連合会

平成21年3月10日 制定

平成21年4月1日 施行

静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）の「間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）における「非組合員」の取扱は、以下のとおりとする。

記

1. **正組合員**：この実施要領は、県木連の組合員を対象とするものであり、まず「正組合員」として最寄の単位木協への加入を求める。
2. **賛助会員**：何らかの理由で「正組合員」による加入が困難な場合は、「賛助会員」として最寄の単位木協への加入を求める。
3. **経過措置**：「非組合員」が、年度の途中において単位木協に加入した場合、県木連会長宛に単位木協理事長名で下記の「加入報告書」を提出することで、当該年度に限り「県木連の組合員」と見なすものとする。
4. **会費算入**：上記3の経過措置による組合員は、正組合員、賛助会員ともに次年度県木連会費の算定因子（組合員数、従業員数）に算入することを要件とする。
5. **その他**：この他必要な事項は、県木連の理事会で定める。

令和 年 月 日

組合員加入報告書

静岡県木材協同組合連合会長 様

組 合 名：

理事長名：



下記の事業者が本組合に加入したので、報告いたします。

記

1. 加入区分：正組合員 賛助会員
2. 加入年月日：令和 年 月 日
3. 事業所名（代表者）： ()
4. 所在地： (〒 -)
5. 事業内容等： TEL: FAX:
①従業員数 (名)
②主な業種 ()
③主な取扱い樹種 ()
6. その他：